

平成 27 年第 3 回定例会 環境農政常任委員会

平成 27 年 10 月 1 日

西村委員

ここまでの審議に参加をしてきて、今回の定例会では、指定管理者制度というキーワードが大きなポイントになってきていると実感をして伺ってまいりました。改めて言うまでもありませんが、指定管理者制度というのは、公の施設に対して民間の力を導入する。経営のノウハウであるとか、あるいは柔軟なアイデアを入れることによって、一つには経費を削減していく、経営の安定化を図る、経済的なもの。もう一つには、県民のサービスを向上して、より多くの方々が施設に来ていただいて、そこで何か得るものがあるという有益性の問題と言えいいんでしょうか。大きくはこの二つの柱、これが指定管理者制度の重要なポイントだと改めて認識しております。

県が指定管理者制度を導入して、久しいわけですが、改めて今回、この委員会では指定管理者制度の在り方ということ踏まえた上で、それぞれの施設について検討していかなければいけないのではないかと実感をさせていただいているところです。

さて、それでは質問に入りますが、まずは 21 世紀の森について伺ってまいります。

この経費の削減といった側面からです。1 期、2 期を通して管理を継続されているわけですが、管理経費の削減というのは、これまでどのように図られてきたのでしょうか。

森林再生課長

本施設は、平成 18 年度より指定管理制度を導入いたしました。その前年度に当たる平成 17 年度の管理経費は約 3,410 万円でございます。第 1 期指定管理期間である平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で、年平均経費は 2,993 万円、平成 17 年度と比較して約 12% の削減が図られてございます。また、第 2 期指定管理期間である平成 23 年から平成 26 年までの 4 年間の年平均経費が 2,867 万 4,000 円であり、平成 17 年度と比較して約 16% の削減ができてございます。

西村委員

簡単で結構ですから、具体的にこういうことを削減してきましたという御説明を頂けますか。

森林再生課長

削減の内容でございますけれども、この施設につきましては、森林が主な場所となっていて、その中に経路であるとか、そういったものが多くあるわけですが、そういった森林の整備が、ある程度、指定管理料の中に加わっておりますこと、森林整備に当たりまして、これまでの指定管理者につきましては、自らの会社の職員のそういう技術を生かしまして、単純に委託に出すのではなくて、自分たちでできることはしっかり自分たちでやっていくということを工夫していただいて、管理経費が削減できたものと認識しております。

西村委員

管理の手法を工夫してくださったということです。今回、最優秀となった(株)足柄グリーンサービスは、これまで指定管理を行ってきたわけですが、施設や利用実態に即した縮減可能費用というのを良く理解をされて、また出してこられたのかと思います。

一方、新たに参入を考えられた団体というのは、21世紀の森の指定管理実績がないわけですから、管理経費の積算に当たって、双方がともに提出をするに当たっては、公平性に欠けることは考えられないのでしょうか。

森林再生課長

管理経費の積算に当たり公平性を確保するため、募集に当たっては県が積算した次期指定管理期間の年間収支と過去3年間の収支決算状況を公開しております。このうち、次期管理計画期間の年間収支では、支出における各費目の内訳についても掲載し、どういった経費が含まれているのかということ把握できるようにしております。

また、収支決算状況では、収入項目に各年度の指定管理料と、また、支出項目には費目ごとの金額を記載していることから、指定管理料と総支出額の対比や各費目の割合とか推移、総支出額に占める一般管理費の割合などが確認することができるものです。

西村委員

公平性の担保ができていくということを確認させていただきましたけれども、では、その県が出した管理経費は、どのように積算をされたのか伺います。

森林再生課長

管理経費についての積算でございますけれども、まず、管理に要する費用として、人件費と事務費、それに管理費の三つの項目について計上しております。

まず、人件費につきましては、施設の運営上、必要最低限の人数として、常勤2名、非常勤2名、日々雇用職員5名の経費を算出しております。また、事務費につきましては、リースなど長期間のものは直近の実績額を、新たに契約するものについては参考見積もりを徴収しまして、そういったものを参考に積算しております。その他事務費等については、直近3年間の平均額といったものを活用しております。また、管理費ですが、まず、外注いたします刈り払い業務等については県の積算基準に基づいて算出し、その他については、参考見積もりの算出をしています。それから管理費のうち、光熱費や燃料費につきましては、直近3年間の平均使用料の実績がございますので、その平均使用料の実績に乗じて、いわゆる各品目に応じて適正と思われる算出方法により算出するところでございます。

西村委員

先ほどの御答弁でもあったように、様々な積算条件、その他の提示があったと、公平性に欠けることなく情報を提示した上で出していただいた管理経費の節減であった。だからでしょうか、2団体とも30点という同じ点数の評価を受けておりますけれども、そんな中であっても、それぞれの団体の違いというのはあったのでしょうか。

森林再生課長

今、委員からお話があったとおり、積算金の価格につきましては、県が積算に比べて10%以上削減できているということで、25点の満点と聞いてございます。それぞれの積算を見ますと、特に大きかったのは、やはり管理費の中の保守点検委託料、それから諸経費となっています。このうち保守点検委託料につきましては、足柄グリーンサービス、住友林業緑化、東京ランドスケープ研究所につきましても、先ほども申し上げましたが、やはり委託に出す部分で、自分たちでできるものは自らやるという視点に立ちまして経費の削減が多く図られているところでございます。

それから、住友林業緑化、東京ランドスケープにつきましては、グループ内で把握している類似の見積もり金額を参考にしまして、適正な委託経費の把握などに努めて削減を図っているところでございます。

西村委員

提案に当たって応募団体が経費の縮減に取り組むということは、私どもも望むところでありまして、理解もいたしますけれども、無理な縮減によって県民へのサービスが低下をしてしまつては、これは本末転倒なわけでありまして、今回の縮減によってサービスが低下するという懸念はないのか。また、縮減によって例えば、従事する人への賃金が、圧迫されることがないのかということを確認させてください。

森林再生課長

削減経費につきましては、先ほど申し上げた保守点検委託の関係に加えまして、一般管理費、いわゆる諸経費の部分について両団体とも削減率が高くなっております。この一般管理費というのは、直接的な21世紀の森の管理費ということではなくて、管理を行う団体の本社の管理経費とか、間接的な経費についての部分でございますので、21世紀の森の運営に特に影響する経費が、削減されたということではないと認識しております。また、人件費につきましては、給与の積算内訳について提出していただいておりますので、常勤、非常勤、日々雇用職員とも適正な金額で積算されていることを確認しているところでございます。

西村委員

先ほどお話をさせていただいた指定管理者制度の、もう一つのポイントとして県民サービスの向上ということが上げられるのですが、今回、こちらの団体に決定をした事項があります。報告資料の中では、当施設が県の施策である未病いやしの里の駅の森の駅として登録されたことから、いわば、この未病を治すという施策の一貫性の中で提案があった。このことが大きなポイントになったということなんです。他会派の答弁の中で、課題として取り組んでいただくことについて、三つの課題、台風等自然災害、樹木の伐採及び木工機械の操作などの施設安全対策、三つ目が多くの来客のための実施とお答えになっていたかと記憶をしています。多くの来客のための実施の中に、未病を入れ込んできた団体が選ばれたと理解をしていますが、未病を治すという施策は、県の目玉施策なわけですから。そうであれば、もともと課題の中に入れ込んでよかったのではないかと。この地域で長年指定管理をされてきた方であれば、未病施策の進

展についての情報を入手していらっしゃるでしょうが、新たに参入された団体からすると、余りなじみのある言葉や施策ではなかったのではないかと。この点で不公平性があるのではないかと思うんですが、どうお考えですか。

森林再生課長

未病の取組につきましては、平成26年3月の県西地域活性化プロジェクトの中で、未病の戦略エリアとして県西地域に位置付けて取り組んできたところがございます。今回の未病いやしの里の駅が森の駅に落ちついたのは、平成26年10月7日ということで、そのときには65の施設が指定登録を受けたわけですが、今回の指定管理におきましては、それからわずかな期間の平成26年10月24日に第1回目の外部評価委員会を開催しております。第1回の外部評価委員会では、今、委員からお話しあった、重視すべき選定基準等を選定する会議となっておりますが、未病いやしの里の駅の森の駅に登録されてから間もなかったこともございまして、このときの具体的な実施方法等もはっきりしていない中で、特に委員会から意見はございませんでした。

また、本施設のそもそもの設置目的は、森林や自然環境、林業生産関係の実習の場を提供するのと、森林事業に関する知識の普及、県民の皆さんの保健、休養、そういったものを図る癒しの場としての設置目的を持っておりますので、まさしく森の駅というのは、そういった癒しの場としての要素を含んでいるということを考えますと、仮に未病いやしの里の駅として、本施設の提案を求めた場合、設置目的に即した全体の提案というよりは、その部分に特化された提案になってしまうということも考えられます。事業計画書に幅広く、県の設置目的に合った提案をくださいという形が望ましいと考えております。

西村委員

御答弁はいただきましたが、私としては若干、公平性に欠けたと思います。これはどちらの団体が良いとか、悪いとか言っているのではなく、あえて今回、未病にかかわる提案を出していただいたということは、とても素晴らしいことだと思いました。これがより広く多くの団体から出されていたら、また違った側面も、もしかしたらあったのかという思いがするところです。今後、こういった指定管理者を決定するに当たっては、指定管理者に応募された方がいろいろな情報収集するのは、当然だということは理解した上で、県としても県の方角付けということで、様々に情報開示をされることを御検討いただきたいと思っております。

最後に、要望を申し上げます。

応募者が経費縮減に関する提案をするに当たって、県から過去の収支実績があるとか、様々な情報提示をされているという、ほぼ適正な指定管理料が提案をされたということで、こちらは納得をいたしました。

ただし、新たに利用料金制を導入して県民負担を求めることになるため、利用状況や利用者のニーズを的確に捉えて、そしてまた、先ほども御紹介をした、未病にまつわる一つの提案があったということです。これは、この環境農政局にかかわることだけではなく、大きく県を牽引する施設になっていく可能性があるわけですから、利用者に満足をしていただける施設の管理運営を要望して、この質問を終わります。

続いてはフラワーセンター大船植物園見直しについて伺わせていただきたいと思ひます。

ここまでも質問が出てまいりました、緊急財政対策の県民利用施設の見直しに基づいて、民間への移譲等の可能性について検討してきたけれども、市及び民間への移譲が困難であるというやり取りを拝聴してまいりました。一方で多くの県民から、植物園の存続を求める陳情や要望が出されております。県営施設として存続をしてもらいたいという要望を受けてでしょうか、指定管理者制度の導入を調整するという御報告がございました。今後の方向性について、より詳細に伺ってまいりたいと思ひます。大船植物園の在り方について、改めて検討したということですが、どのような観点が検討を行われたのか、改めて伺わせてください。

農政課長

緊急財政対策における県民利用施設の見直しについては、全施設をゼロベースで見直すということで、施設の廃止、施設の移譲、民間活力のより良い運営改善ということで、段階的に見直すこととされてございます。

さらに、移譲が困難と判断された場合には、再度廃止か存続かを検討するというところでございます。フラワーセンターにつきましても、このたび、市及び民間への移譲は困難であるということが明らかになりました。そこで、施設を廃止するか、存続するかを改めて検討した結果、園の特性を生かして社会参加の促進、花育の推進の場など、県立施設として存続させるということでございます。

西村委員

存続の決定をしたということですか。

フラワーセンター大船植物園を、園の特性を生かして県立施設として存続をするということなのですかけれども、具体的にはどのように生かしていこうということなのですか。

農政課長

具体的な考え方でございますが、社会参加の促進については、フラワーセンターの花の魅力をより一層向上することによって、花を見るために出かけてきていただくということ。また、今も園で活動していただいておりますが、花き愛好団体の活動をより充実するということ。また、今はやっていないんですけれども、園内清掃など運営に関して地域の方々とのボランティアの関係ですとか、その連携を強化することなどによって、県民の皆さんの社会参加の促進の場としてまいりたいと考えてございます。

また、花を自ら責任を持って育てることが心身に良い影響を与えるということが言われてございます。体験型の園芸教室の充実や子供向け講座の充実などによる花育の推進の場として活用してまいりたいと考えてございます。

西村委員

今、心身に良いという御答弁がございましたが、報告の中で、この未病を治す社会参加の促進であるとか、花に触れ、育てることによる心身への好影響を生かした未病対策という、未病が連発をしているんですが、具体的にどういうことで未病とお考えですか。

農政課長

未病を治すということの三つの取組ということで、食と運動と社会参加ということで取組を進めていくということで進めてございます。その中で、フラワーセンターについては、フラワーセンターが直接の未病を治すということではなく、その社会参加ということで、フラワーセンターのいろいろな活動を、県民の方の活動の場として使っていただき、社会参加の部分を担当していく、未病を治す社会参加の促進の場ということで捉えてございます。

西村委員

先ほどもいろいろな部署に、いのち輝くという言葉が使われているけれども、実態が見えにくいのではないかと御意見がありました。それと同じように、いろいろなところで未病と使われるのだけれども、実態がつかみにくいのではないのでしょうか。もちろん同じ言葉を繰り返し使って発信することによって、県の方向性を指し示すという大きな利点もありますが、未病というのはとても微妙な観点で、はっきり言ってしっかりしたエビデンスがないと余り使ってはいけない言葉だと私は思うんです。

だから、ここで使うなどいうのではなく、今後、この花が健康にいいんだ、未病を治すんだというのであれば、保健福祉局であったり、ヘルスケア・ニューフロンティア推進局であったり、いろいろなところと情報交換をして、しっかりしたエビデンスを打ち出して、未病を治すにふさわしい植物園なんだということを打ち出していかなければいけないのではないのかと実感をしています。まして、知事が標ぼうされる東洋医学と西洋医学をマッチさせていこうということです。東洋医学のほとんどは生薬であったり、漢方であったり、植物なわけですから、この可能性は十二分に膨らむはずなんです。

また、西洋では、同じく生薬を使って、その香りで病気を治すという研究がされていたりします。せっきく神奈川の植物園で未病を治すと打ち出す限りは、いろいろな情報を収集し、いろいろな部局と手を組んで推進されていくべきではないか。一つ御提案をさせていただきたいと思います。

さて、県の直営施設として維持、運営をしてほしいという陳情がある中で、今後の方向性を、指定管理者制度の導入について調整、とした理由について伺います。

農政課長

県立施設として運営を行っていくに当たって、フラワーセンターのような集客施設では、多彩なイベントの開催、柔軟な開園時間、開園日の設定、戦略的な広報など、民間ノウハウの活用によるサービスの向上、フレキシブルな人事配置や多様な人材の活用など、効率的で効果的な管理運営が期待できることが考えられましたことから、指定管理者制度の導入が望ましいと考え、指定管理者制度の導入に向けて調整を行うこととしたものでございます。

西村委員

第2回定例会でも陳情が出されておりました。この陳情が出されてから、今定例会までに陳情者の方であるとか、地元の方々の声を直接伺うという機会は持たれたのでしょうか。

農政課長

前回の常任の終了後、一度、フラワーセンター大船植物園の存続を求める会の皆さんとの意見交換をさせていただいてございます。

西村委員

陳情の中では、県の直営施設としての維持、運営の他にも様々な御意見や御要望が前文でしたためられてございましたけれども、それをどのように受け止めようと考えていらっしゃるでしょうか。

農政課長

陳情団体の皆さんが、県直営を求めるいろいろの理由が述べられてございます。例えば、五千余種の貴重な植物が四季を通じて、展示されている憩いの場であると同時に、公益的な場所として重要である近隣の保育園、幼稚園、障害者、高齢者等に日常的に利用されている。これらの機能が維持できなくなってしまうのではないかと危惧されていることであろうと思います。

県としましては、植物の種類数は、魅力度を高めていく関係等でいろいろありますので、検討する必要があると考えていますが、陳情団体さんが望まれているその他の機能のところについては、ある程度、必要な機能であると考えてございます。仮に、指定管理者制度を導入する場合にあっても、それらの機能が維持できるようにしてまいりたいと考えております。

西村委員

指定管理者制度を導入するかどうかという問題以前に、もともと赤字ということになっているわけで、今後、料金の設定は、どのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

農政課長

料金の設定については、今回の見直しで業務内容をどのように見直すのか。また、魅力度を高めていく過程で、入園者の設定をどの程度に持っていくのか。近傍施設などの様子も踏まえながら、それらいろいろの条件を総合的に考えた上で、検討していくものと考えてございまして、現状ではまだお答えできるところには至っていないという状況でございます。

西村委員

今後、検討しなくてはならない大きな課題であると思っておりますが、やはり陳情者の方だけではなく、この植物園を愛し、そして、お越しいただける皆様の御意見をしっかり伺った上で、進めていただきたいと思います。

その陳情者、そして御意見、お声を寄せてくださった方々ですけれども、今後どのように陳情者、地元自治会、あるいは展示協力団体等々と調整を進めていくつもりなのか伺います。

農政課長

まずは、指定管理者制度を導入した場合の将来的なイメージを、丁寧に各団体の皆さんに御説明し、皆様から意見や要望を聞き取ってまいりたいと考えてございます。

さらに、各団体さんから頂いた意見、要望に対しては、県としての考え方、対応を整理し説明することで、フラワーセンター大船植物園の見直しについて御理解を得てまいりたいと考えております。

西村委員

要望を申し上げたいと思います。

今後の見直しに当たっては、陳情者と十分な意見交換を行うとともに、緊急財政対策による効率性だけではなく、サービスの向上など植物園としての魅力も考慮した運営管理をお願いいたします。

次の質問に入ります。

環境基本計画における、特に温暖化の問題、そしてフロン類の対策について伺ってまいりたいと思います。

ついせんだって、明年、フランス、ドイツと技術提携による2国間協議を結んで、新しい温暖化対策の機器や技術の普及啓発に進んでいきたいという方針を環境省が発表しました。これについては、まだ予算の概算要求の段階ですので質問は控えさせていただきますが、正に、この温暖化対策ということになりますと、世界規模で取り組まなければならない。神奈川だけがやっても問題は解決しませんし、日本だけでやっても問題は解決しない。そういった意味では、年末にパリで開かれる国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、長いですが、COP21が開催をされまして、京都議定書に代わる2020年以降の新たな国際枠組の採択というのが予定されていると伺いましたけれども、まずは、このCOP21で国際合意に向けた交渉が行われる現在の動向について、確認をさせていただいていいですか。

環境計画課長

国際社会は、11月末から12月にかけて開かれるCOP21におきまして、2020年以降の気候変動に関する国際枠組を合意することにしておりますが、全ての国に対しまして、このCOP21に先立ちまして、2020年以降の削減目標を条約事務局に提出するということが求められています。日本におきましては、エネルギー政策の検討を経まして、7月に地球温暖化対策推進本部で温室効果ガスを2030年度に、2013年度比で26%、2005年度比では25.4%削減するという内容の日本の約束草案というものを決定しまして、同日、条約事務局に提出をいたしました。各国が提出した削減目標は、条約事務局のウェブサイトにも今後、掲載されるとともに、11月までに各国の削減目標を総計しました効果についての統合報告書が作成されることと承知しております。

西村委員

懸念するのは1点、京都議定書のときには、決めはしたけれども、一抜けた国が一つ、二つ、三つと出てきてしまう、今回、こういうことは懸念をされないのだろうかというのが一つと、それぞれの国が別々に目標を出していたのはこれと関係があるのでしょうか。

環境計画課長

御指摘のとおり、京都議定書のCOPの際には、先進国のみならず削減義務を課したということがありまして、先進国において、アメリカ等が離脱をしたところがありました。実効性について、京都議定書でカバーできたのが3割ぐらいと言われております。そういったことから、今回のCOPの一番の目標は、締約国が190国以上ありますが、そういった国が広く参加をして、しかし、削減目標については、義務化ということではなく、それぞれの国が自分たちでできるこ

とを提示しあう。公表することで、レビューを受けながら数値については検証していく。そのような枠組みの中で今回はやるということになっております。

西村委員

では、有名無実なものではなく実効性のあるものとして取り組んでいただくために、今回、それぞれの国が自ら目標を設定するという方向性に決まった。その上で、我が国はこの目標をどのように達成していこうとしているのか教えてください。

環境計画課長

徹底した省エネ、それから再生可能エネルギーの最大限の導入によりまして達成することとしております。26%削減の内訳としましては、新築の建築物、住宅に対する省エネ基準適合の義務化、ビル内のエネルギー管理システムであるビルエネルギーマネジメントシステム、BEMSの約半数の建築物の導入、家庭内のエネルギー管理システムであるホームエネルギーマネジメントシステム、HEMSの全世帯への導入といった省エネルギーによるCO₂削減対策で21.9%の削減、その他、温室効果ガスで1.1%の削減、それから森林、林業対策の推進などによる吸収源対策で2.6%の削減を見込んでおります。

なお、その他、温室効果ガスのうちフロン類等につきましては、フロン排出抑制法だとか、産業界の自主行動計画による排出抑制など総合的な排出抑制対策に取り組むこととしております。

西村委員

かつてのように、大企業がこぞって努力をすれば何とかなるという時代が終わって、家庭であっても、小規模企業であっても、店舗であっても、それぞれに努力をしていかなければ、この目標は達成できないのだということが良く分かりました。

本県の地球温暖化対策計画の改定に当たっては、前回の当委員会での報告で伺いましたけれども、国の削減目標を踏まえて、本県の削減目標を見直すということでありました。どのように削減目標を設定していくのか伺います。

環境計画課長

今後、都道府県エネルギー消費統計などを基に、2013年度の排出量を算定しまして、これをベースに削減目標を設定していきますが、その際は、国が公表した26%削減目標の前提となっている対策を分析しまして、人口の伸びなど、本県の状況を加味しながら、また、国が想定している施策と、かながわスマートエネルギー計画を設けてございますので、これにおける施策を検証しながら設定をしてまいりたいと考えております。

西村委員

今回、環境基本計画の骨子案が示されましたけれども、骨子案では、フロン類の対策について、どのように位置付けていらっしゃるのですか。

環境計画課長

オゾン層保護のための国際枠組みであるウィーン条約やモントリオール議定書で定められた締約国の義務を履行するために制定されました、いわゆるオゾン層保護法によりまして、オゾン層の破壊物質の生産と消費の規制が始まりまして、2000年代以降、冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類について

は、特定フロンから代替フロンへの転換が進んでいます。代替フロンはオゾン層の破壊効果がなくても高い温室効果を有しております。そこで、新たな環境基本計画においては、フロン類充填回収事業者等の指導、監督を大気環境保全対策として位置付けるとともに、地球温暖化に対応する施策として位置付けて、フロン類の適正管理を推進することとしております。

西村委員

地球温暖化対策としても、とてもフロン類の対策というのは重要だということが分かりましたが、環境基本計画の骨子案において数値目標は、設定はできないのでしょうか。

大気水質課長

数値目標のお尋ねについてお答えいたします。

フロン類については、オゾン層を破壊する特定フロンの生産や輸入が規制され、オゾン層を破壊しない代替フロンに代替が図られているということについて、今、環境計画課長からもお話し申し上げました。しかし、代替フロンにも温室効果がございますので、フロン類が使われている製品については、そこからフロン類を漏らさないということが重要になってまいります。現時点では、例えば、何トン削減するといった対策の成果を反映する数値目標の設定は難しいところなのですが、法律では大口の排出者については、その排出の漏えいの実態を国に報告する仕組みがございますので、来年度以降はそういったことが分かってきますので、そうした数値も見ながら効果的な対策を図ってまいりたいと思っております。

西村委員

フロン類の対策の基本となるのは、法の適正運用ということで、前回も、前定例会でも質問させていただきました。フロン排出抑制法の周知徹底が不可欠であると考えております。県では、これまで法の周知について、どのように取り組んでこられましたか。

大気水質課長

まず、国と県の役割からお話し申し上げたいのですが、フロン排出抑制法では、国は対策の基本的な方向性や基準となるべき事項を定めます。また、必要に応じ、フロンの製造業者等に対して指導、助言、あるいは勧告、命令を行います。

一方、私ども都道府県は、フロン類の充填回収業者の登録等の事務を行う他、充填回収業者及び管理者等に対し立入検査を行うことができます。本県では、こうした県の役割を踏まえ、法の周知に取り組んでいるところです。

フロン排出抑制法は、全ての業務用冷凍空調機器の管理者、ユーザーに対して、3箇月に1回以上の機器の点検などを義務付けております。対象となる機器の数が極めて多いため、事業者の種類も広範です。そのため法の周知徹底は法の適正運用を図る上で非常に重要であると認識してございます。本県では、本年1月、業務用冷凍空調機器の管理者用、そして冷凍空調機器にフロンを充填したり、そこからフロンを回収したりする充填回収業者用の2種類のチラシを独自に制作いたしました。そして、関係業界団体に対し会員の周知をお願いするとともに、本県に登録がある全ての充填回収業者、2,000以上あるんですが、

そこにチラシを送付いたしました。また、県のたよりの4月号のお知らせコーナーへの掲載や、県のホームページに法改正のコーナーを設けた他、関係業界団体の広報紙への投稿をお願いしたり、団体主催の研修会に県職員が赴いて説明を行ったりしております。また、県では法に基づく立入検査の際にも周知を行わせていただいております。

西村委員

その法に基づく立入検査の具体的な内容について教えてください。

大気水質課長

フロン排出抑制法は、横浜市、川崎市など指定都市の区域も含め、県が直接全県をカバーしております。立入検査に当たっては、業務用の冷凍空調機器の整備等を行うフロン類の充填回収業者に対し優先的に行うこととしております。この充填回収業者の県への登録の有効期間が5年間でございますので、更新の期限が到来する事業者の中から、法で都道府県知事への報告を義務付けている、フロン類の回収量等の実績報告のない事業者などを中心に、つまり、どうしているか分からないが、確認が必要な事業者を中心に重点的に立入検査を行っております。横浜市、川崎市の区域を管轄する私ども大気水質課では、横浜市、川崎市の充填回収業者を対象に、本年度は9月から来年の3月までで40件程度の立入検査を予定しています。また、その他の区域を管轄する各地域県政総合センターにおいても、本年度合わせて60件程度の立入検査を予定しているところ です。

また、立入検査では、登録内容の状況を確認するとともに、充填回収作業等の実績が正しく記録されているかといったことも確認いたします。併せて、そういった機会を捉えて法の周知もさせていただくところでございます。

西村委員

9月から3月にかけて、合わせて、おおよそ100件、立入検査を行っていきこうということなのですが、そもそもこういう報告を怠っているというか、なさっていないところは何箇所ぐらいあるのですか。

大気水質課長

大体の数なんですけど、5%程度未提出があるということでもあります。

西村委員

そもそも本来、改正フロン法の周知というのは、国が徹底的に行う必要があるものだと認識をしておりますが、国の対応はどういった状況なのか、承知されている範囲で結構です。

大気水質課長

フロン排出抑制法では、事業者として全国で一定以上、具体的には1年度内にCO₂換算で1,000トン以上の漏えいのある場合には、漏えい量の報告を国に対して行うことになっております。そのため、現在、国も新しい制度の周知に努めているところです。具体的には業務用冷凍空調機器の管理者用と、解体工事元請業者用のチラシや法改正の概要を説明したリーフレットの作成の他、昨年度、全国50箇所以上で説明会を行い、今年度も10月から全国30箇所です説明会の開催が予定されるなど、周知を図っているところでございます。

西村委員

今後、県がフロン類の排出抑制対策に、どのように取り組んでいこうと考えていらっしゃるのか教えてください。

大気水質課長

フロン排出抑制法で、機器の点検が義務付けられている業務用冷凍空調機器の管理者は、冷蔵冷凍設備、空調機器設備を購入している様々な業種の方々が対象となります。

そこで、神奈川県冷凍空調設備協同組合、神奈川県高圧ガス保安協会、神奈川県食品衛生協会、神奈川県ビルメンテナンス協会など関係する業界団体に対しても、会員事業所に法規制の内容を伝えていただくよう協力をお願いしていきます。また、県としては、国から提供される算定漏えい量を報告した管理者の情報などを活用して、まず、フロン類を大量に扱っている事業者を中心に指導していきたいと考えております。

フロン排出抑制法は、フロン回収・破壊法が大幅に改正され、本年4月に施行されたばかりで、まだ緒についたばかりだと思います。これからも県としてしっかり周知を図ってまいりたいと考えております。また、引き続き、業界団体等からも御意見を伺いながら、現場のニーズや問題点をしっかり把握し、環境中へのフロン排出の抑制に取り組んでいきたいと考えております。

西村委員

要望を申し上げます。

フロン排出抑制法は、業務用冷凍空調機器を使うあらゆる分野の方々が対象であるにもかかわらず、当事者の多くの方々が法規制について承知していないというのが実感です。特に、罰則があるということを御存じなくて、報告をしないと、あるいは対応しないと罰則に課せられてしまうということを御存じないということは大きな問題だと思います。規制対象となる事業者の数が膨大であるために、周知や立入検査を含め、県だけの力で対応していくのは難しいと思います。国が定めた法律ですので、例えば、予算の面で、あるいは収支の面で、国にもっと働き掛けていただけるよう、お伝えを頂くとともに、関係する業界団体に協力を求め、近隣自治体でも連携をして普及啓発を進めるなど、様々な工夫をして、地球温暖化対策として、しっかりと取り組んでいただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。